

次のとおり業務委託の制限付一般競争入札（事後審査方式）を実施する。

令和 8 年 7 月 24 日

安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 森 正一

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 鴨川市栗斗・花房・横渚地先 配水管布設替実施設計業務委託（防安）
- (2) 業 務 場 所 鴨川市栗斗 1070 番地先 外 2 路線
- (3) 業 務 概 要 別紙仕様書のとおり
- (4) 委 託 期 間 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (5) 予 定 価 格 34,353,000 円（入札書比較価格 31,230,000 円）
- (6) 最低制限価格 27,269,000 円（入札書比較価格 24,790,000 円）

最低制限価格は水道事業業務委託に係る最低制限価格制度実施要領に基づき算定した額とする。

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度において、本組合を構成する館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「構成市町」という。）のうちの 1 団体以上に入札参加資格を有していること。
- (2) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国（千葉県を範囲とする機関に限る）、千葉県及び構成市町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 安房郡市広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前 6 カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。
- (6) 千葉県内に本社、本店を有していること。
- (7) 構成市町のうち、1 団体以上の入札参加業者適格者名簿において、申請業種「測量-土木：上水道及び工業用水道」及び「測量-測量：測量一般」への参加を希望していること。

- (8) 過去 10 年以内に、国又は地方公共団体が発注した、本件と同種または類似の業務委託について、誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 上記(8)に記載する業務実績を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は、技術士(上下水道部門/上水道及び工業用水道)又は RCCM(上水道及び工業用水道部門)の資格を有する者を配置し、双方を兼務することはできないものとする。
また、測量業務にあたっては、測量士の資格を有する技術者を配置すること。

3 入札参加申請

本入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札(事後審査方式)参加申請書(以下「参加申請書」という。)を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部の HP(<https://awakouikisuido.jp/>) からダウンロードして使用するものとする。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 3 日(月)午後 5 時まで(土曜・日曜・祝日を除く)
- (2) 提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参するか、または書類をスキャンしたファイルを電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出した者は、入札当日の受付時に参加申請書の原本を提出すること。
- (3) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
千葉県館山市北条 1145-1(館山市役所 2 号館 3 階)
電話 0470(29)3304(音声ガイダンスにて 4 番を選択して下さい)
電子メール info@awakouikisuido.jp

4 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 11 時 40 分
- (2) 入札場所 千葉県館山市北条 1145-1
館山市役所 2 号館 2 階会議室

5 仕様書等の入手及び入手期間

当該業務に係る仕様書等は、組合水道部 HP(<https://awakouikisuido.jp/>)に掲載する。

- (1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。
- (2) 入手期間 公告日から令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 11 時 40 分まで

6 仕様書等に対する質問

仕様書等の内容に疑義があるときは、電子メールにて提出すること。(様式は任意)
なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 30 日(木)午後 5 時まで
- (2) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
電話 0470(29)3304(音声ガイダンスにて 4 番を選択して下さい)
電子メール info@awakouikisuido.jp
- (3) 回答 令和 8 年 8 月 3 日(月)午後 5 時までに電子メールにて行う。

7 参加申請書・入札書・委任状・誓約書等の様式について

組合水道部 HP (<https://awakouikisuido.jp/>) に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。
代理人の場合は、必ず委任状を持参すること。
- (2) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 最低制限価格 「1 入札に付する事項（6）」のとおり
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 要（契約金額の 100 分の 10 以上）
（ただし、本組合水道事業会計規程第 100 条で準用する組合財務規則第 138 条第 3 項の規定に該当する場合は、免除する場合がある。）
- (7) 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 前払い 契約金額の 100 分の 30 以下
- (9) 部分払い 無
- (10) その他
 - ①公正なる入札を行うことの誓約書を提出すること。
 - ②代理人をもって入札させる場合は委任状を提出すること。
 - ③入札会場への立ち入りは、本人又は代理人のいずれか 1 名のみとする。
 - ④入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。
 - ⑤参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ⑥提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しない。
 - ⑦入札等に記載する宛名については、次のとおりとすること。
「安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長 森 正一」
 - ⑧その他入札に関しては別添入札約款による。

9 最低価格入札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を最低価格入札者（以下「落札候補者」という。）とする。

10 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が 2 人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

11 入札参加資格確認について（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、入札実施日の翌日から起算して 3 営業日以内に、入札参加資格を満たしていることを証する書類を持参し、提出すること。

当該資格を満たすことが確認できた場合は、落札者として決定する。

- (1) 申請様式等は、組合水道部 HP (<https://awakouikisuido.jp/>) に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。
- (2) 提出期限 入札実施日の翌日から起算して 3 営業日以内
(令和 8 年 8 月 12 日 (水) 午後 5 時まで)
- (3) 提出書類
 - ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 1)
 - ② 構成市町の入札参加者適格者名簿に登載されていることがわかる書類の写し。
 - ③ 受託業務実績調書 (様式 2)
※「2 入札参加資格 (8)」に示す実績を記載し、契約書の表紙の写し及び受託内容の確認できる書類を添付すること。
 - ④ 配置予定技術者の資格等を証明する書類の写し及び 3 カ月以上の雇用を確認できる書類の写し
※①の申請書に記載した配置予定技術者について、「2 入札参加資格 (9)」の確認書類として、添付すること。
- (4) 提出場所 安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
千葉県館山市北条 1145-1 (館山市役所 2 号館 3 階)
電話 0470 (29) 3304 (音声ガイダンスにて 4 番を選択して下さい)
- (5) 提出方法 持参もしくは郵送
- (6) 提出部数 1 部

12 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和 8 年 8 月 17 日 (月) までに落札者に対し電子メールにて通知する。

13 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、本組合水道事業会計規程第 100 条で準用する組合財務規則を適用する。
- (2) 問い合わせ先は次のとおりとする。
＜契約手続き・仕様書関連＞
安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 管理課 総務係
電話 0470-29-3304 (音声ガイダンスにて 4 番を選択して下さい)

所在 千葉県館山市北条 1145-1
電子メール info@awakouikisuido.jp

以上